

募集要項等に関する質問（1回目）への回答

No.	対象	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
1	募集要項	7	第3	2		事業実施スケジュール	令和7年12月に「事業契約締結」、令和8年9月1日に「本事業の維持管理運営等の開始」とあります。事業契約締結後、令和8年9月1日までの期間は、第1期工事と平行して、前事業者により維持管理運営がなされるという理解でよろしいでしょうか。	令和8年8月末までの運營業務と維持管理業務は前事業者が実施します。なお、本事業において、事業契約締結後、令和8年8月末までは、期初工事に含まれる設計業務を想定していますが、前事業者との引継ぎの段階で、前事業者が維持管理運營業務に支障がないと認めた範囲(事業契約書(案)第38条、第39条)について市へ報告し、市が認め、かつ、設計業務計画書、施工計画書を提出し市の確認を得た工事業務については実施可能です。
2	募集要項	28	第8	2	(4)	SPCの設立	「SPCに出資する全ての企業は、本事業の契約が終了するまでSPCの株式を保有し続けるものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行うことはできない。」とありますが、合理的な理由なしに当該承諾を拒否しないと考えるよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	募集要項	32	別添資料2	3		割賦料の支払方法	金利決定基準日が指定されておりますが、各期の工事期間が変更される場合(引渡し日が変更となる場合)には、金利決定基準日も変更されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	募集要項	34, 36	別添資料2	5	(2)	(イ) 提供数の決定方法	給食数の変動要因の説明の中で、児童生徒の転出入の他、見学者用給食等を挙げていますが、見学者用給食等とはどのような給食を想定され、実績はどの程度でしょうか。	標記では試食会の代表的な事項として見学者用給食としていますが、試食会は、PTA等が給食センター又は学校で実施する場合、学校行事等で給食試食を実施する場合など、令和5年度実績で70件の申請があり、662食を提供しています。また、今後、新一年生を想定し、体験給食の試食会として毎年11月から2月の間に市立幼稚園・認定こども園13園の年長児を対象に年4回(延べ900食程度)を分散して、近隣各小学校で実施することを予定しています。
5	要求水準書	4	第1	5	(1)	ア 施設概要	※1及び※2では、配送校や学校数を変更する場合がありますとしていますが、どのような場合が想定されますか。	児童生徒数の増減による統廃合や配置変更、児童生徒が在籍する新たな場所への給食配送等が必要となった場合を想定したものです。
6	要求水準書	14	第2	4	(1)	期初工事の対象範囲	期初工事期間以外で予定されている更新項目(第三調理場の空調機器など)において、期初工事期間に実施したほうが効率的かつ経済的と判断できるものは当該期間に実施する計画としても良いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	事業契約書(案)	23	第3章 第4節	30条	1	(工期の変更方法)	工期の変更について、協議開始から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定めることとなっております。29条にて、特別の理由に工期を短縮する必要があるときは、甲が工期の短縮変更を乙に請求することができるとなっておりますが、甲の申し出により、乙が拒絶する場合においても協議開始後14日が経過すれば工期の短縮変更が成立することとなり、不合理であると考えます。「14日以内」の縛りを削除していただけないでしょうか。	浦安市建設工事標準請負契約約款に基づく日数であるため、原案のとおりとします。ただし、協議開始の日については、第30条第2項により定めます。
8	事業契約書(案)	24	第3章 第5節	32条	1、2	(期初工事中に乙が第三者に及ぼした損害)	事業者の責に帰すべき事由によらない場合は、貴市にて賠償いただけるという理解でよろしいでしょうか。	本事業はPFI事業であるため、市に引き渡しされるまで、事業者の工事との認識です。そのため、募集要項44頁のリスク分担表に示したとおり、「第三者への賠償」として「市の事由による事故によるもの」は市の負担ですが、それ以外の事由による事故によるものは事業者の負担としています。なお、事業者の責に帰すべき事由によらない場合は賠償を求めない規定ですが、賠償責任が事業者でなければ直ちに市であるということではありません。
9	事業契約書(案)	26	第4章	36条	5	(契約不適合責任)	建設企業が複数いる場合、複数の建設企業それぞれが相互に連帯して保証書を差し入れる必要がありますでしょうか。	工事企業が複数の場合、工事企業は市と保証契約を締結する必要がありますが、工事企業間での連帯保証は不要です。
10	事業契約書(案)	27	第5章	39条		(前事業者との連携)	前事業者を原因として、乙の業務履行に支障した場合、乙に生じる損害は前事業者又は貴市に負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	第39条は、業務の引継ぎにあたって、前事業者との連携・調整を規定したものです。市は必要に応じて事業者間の連携・調整に協力することを規定しているもので、損害賠償については第88条の定めるところによります。
11	事業契約書(案)	46	第11章	73条	2	(期初工事完了前の解除)	甲は、出来形部分については出来高に相当する金額で、出来形部分内の備品については時価相当額で買い受けることができる、とありますが、合理的な理由がない限り、基本的には貴市に出来形を買い取っていただけないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

12	事業契約書(案)	58	第15章	89条	(譲渡等の制限)	「乙は、甲の事前の承諾がある場合を除き、割賦料債権、委託料債権又は本契約上の乙の地位の一部若しくは全部を第三者に対して譲渡し、担保に提供し、又はその他の処分をしてはならない。」とありますが、事業者より担保提供を求めた場合、合理的な理由なしに当該承諾を拒否しないと考えるよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	事業契約書(案)	60	第15章	95条	(銀行団との協議)	融資団との協議内容について、詳細は別途貴市と融資団の間で締結予定の直接協定の中で定めるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	事業契約書(案)	75	別紙7			「別紙7 委託料の減額及び支払停止の方法」は募集要項別添資料3に従って作成されることですが、同資料に記載されている契約解除は、本文の何処に記載されていますか。	契約締結時には、協議の上、第72条第1項に「別紙7の手続きに従い契約を解除するとき」の1号を加えたいと考えます。